

京都市告示第262号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和5年8月4日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	寄附金税額控除の対象となる期間
公益財団法人中信美術奨励基金に対する寄附金	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91番地 京都中央信用金庫内	当該法人の主たる目的である業務	令和5年1月1日以後

(行財政局税務部税制課)